

高松市監査委員告示第25号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年10月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和5年10月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	役員報酬に関する規定が公表されていなかったことについて（公益財団法人高松市文化芸術財団）	P130	創造都市推進局	文化芸術振興課	R5.10.10
2	指摘	市からの出捐金が一般正味財産として計上されていることについて（公益財団法人高松市文化芸術財団）	P130			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	役員報酬に関する規定が公表されていなかったことについて（公益財団法人高 松市文化芸術財団）	
指 摘 の 内 容	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に基づき ホームページ等で役員報酬に関する規定を公表すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P130	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20230202houkatsugaibukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年10月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、指摘後、速やかに同財団のホームページにおいて 「公益財団法人高松市文化芸術財団評議員、役員等の報酬及び費用弁償規程」を 掲載し、公表した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	市からの出捐金が一般正味財産として計上されていることについて（公益財団 法人高松市文化芸術財団）	
指 摘 の 内 容	当該団体の発足当時の契約において、特段の制約等がないものであり、公金が 財源であることを鑑みると、処分することができないものと考えられる。した がって、当該出捐金10,000千円については一般正味財産ではなく指定正味 財産として計上することが一般的な会計処理である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P130	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20230202houkatsugaibukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年10月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る出捐金については、同財団の理事会及び評議員会の承認を 得て、令和4年度決算から指定正味財産として計上することとした。